

宮崎県就労継続支援 A 型及び B 型事業者選考要綱

令和 6 年 3 月 1 5 日
福祉保健部障がい福祉課

1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。）に定める就労継続支援 A 型及び B 型の事業について、第 7 期宮崎県障がい福祉計画に基づき、適正なサービス量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供する事業者の指定事務を行うために必要な事項を定める。

2 選考対象者

- (1) 就労継続支援 A 型事業所または就労継続支援 B 型事業所の新規開設を希望する法人。
- (2) 就労継続支援 A 型事業所または就労継続支援 B 型事業所を既に運営している法人で、定員の追加を希望する法人。

3 選考対象圏域

- (1) 都城北諸圏域（都城市、三股町）
- (2) 日南串間圏域（日南市、串間市）
- (3) 西諸圏域（小林市、えびの市、高原町）
- (4) 西都児湯圏域（西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町）
- (5) 日向入郷圏域（日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町）
- (6) 宮崎県北部圏域（延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）

4 選考実施回数

年 1 回

5 選考申込受付期間

毎年 4 月 1 5 日から 5 月 1 5 日まで（消印有効）
（5 月 1 5 日が閉庁日の場合は、翌開庁日まで）

6 選考申請要件

- (1) 就労継続支援事業の指定事業者としての要件を満たしている、又は満たす見

込みがあること。

- (2) 選考を受けた年度末までに指定を受けることができること
- (3) 指定申請までに以下の項目を満たしていること
 - ① 条例に定める設備に関する基準が満たされていること
 - ② 人員に関する基準を満たされていること
 - ③ 運営に関する基準を遵守した適正な事業計画であること

7 申請方法

郵送または持参

8 申請先

宮崎県福祉保健部障がい福祉課

9 申請書類

- (1) 審査申請書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 調書（様式3）
- (4) 収支予定表（様式4）
- (5) 法人の定款（写）
- (6) 事業所予定地の周辺地図

10 選考

- (1) 選考手順
 - ① 申請書類の受理
 - ② 書類審査
 - ③ 審査会
 - ④ 選考結果の通知
 - ⑤ 事前協議
 - ⑥ 選定した事業者による指定（変更）申請
 - ⑦ 指定及び告示（毎年3月末日までに完了）

(2) 審査基準

別表1「就労継続支援A型事業者選考に係る評価基準」及び別表2「就労継続支援B型事業者選に係る評価基準」（以下「評価基準」という。）のとおりとする。

(3) 審査員

別表3のとおりとする。

なお、申請者（法人の代表者）及び事業所の管理者が審査員と3親等内の親族関係にある場合、各市町村は、代理の者を審査会に出席させるものとする。

(4) 選考方法

- ① 審査員による書類審査及び審査会の結果、合計点数が高い申請者から順に選定事業者とする。

なお、同点となった場合は、事業内容の点数が高い事業者を選定する。それでもなお同点の場合は、審査員に意見聴取のうえ、選定する。

- ② 選定事業者数は、その定員数の合計が第7期宮崎県障がい福祉計画に定める各年度のサービス利用見込量の人数以上となる最小の数とする。
- ③ ①で選定事業者となったものが、「6 選考申請要件」のいずれかを満たさないと判断される場合は、選定を取り消すものとする。
- ④ ③に規定する取消しがあった場合は、選定事業者以外のもののうち合計点数が高い申請者を繰り上げる場合がある。
- ⑤ ②の範囲内であっても全審査員の平均点が最低基準点60点未満の事業者については選定しないものとする。
- ⑥ 10(1)③の審査会については、事業を行う管理者、サービス管理責任者の他、直接支援を行う者若しくは指定後それらの職に任せられる予定の者の出席を求めるものとする。
- ⑦ 上記9の提出状況から募集定数に達しない又はその他の事情から選考方法等について変更する必要が生じた場合には審査員及びその所属機関において合議のうえに変更し、事業者に適宜通知するものとする。
- ⑧ ①で選定事業者となったものが、指定申請までに生産活動、所在地等に変更があり、審査会時点の得点に変更が生じる場合は、再度審査会委員と検討の上、選定を取り消す場合がある。

別表1 「就労継続支援 A 型事業者選考に係る評価基準」

大項目	小項目	内容	提出書類
1 法人	1 経営	過去2年間の経営状況について。	スコア表
	2 実地指導等	基準違反による報酬減算の有無、過去3年間における実地指導状況。	過去3年分の指導監査結果通知書
	3 虐待等	過去5年間の虐待の有無、通報・相談に対する対応経過等。	様式3
2 事業内容	4 理念	事業理念の明確さ	様式2, 3
	5 主たる対象者	特定の有無	様式2
	6 事業収支計画	収支計画のシミュレーション	様式4
	7 利用者の見込み	事業開始時の利用者の見込み	様式3
	8 生産活動	障がいの特性等に応じた生産活動	様式2, 3
	9 生産活動収入	生産活動収入の見込と安定性	様式3
	10 地域連携	地域の障害者支援施設等と連携し、質の向上、安定的なサービス提供が出来る体制を整えているか。	様式3
	11 苦情・虐待	苦情・虐待へ適切に対処する体制があるか。	様式3
3 地域貢献	12 地域貢献度	当該地域において事業を運営することの意義	様式3
	13 市町村計画	圏域内市町村の福祉計画を達成する見込み	様式3
	14 地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等への登録、自立支援協議会への参画	様式3
4 環境及び働き方、賃金等	15 交通事情等	公共交通機関の整備状況等立地状況	周辺地図(任意様式)、様式3
	16 送迎体制	有無及び実施地域、その理由他	様式3

について	17	作業室	作業室の広さ、工夫している点	平面図、様式3
	18	在宅支援の対応	在宅支援の対応の可否	様式3
	19	平均賃金の見込み	利用者への賃金支払予定他	様式3, 4
	20	賃金の向上	賃金向上のための具体的な取組	様式3
	21	一般就労	一般就労への移行のための積極的取組	様式3
5職員配置	22	職員配置	適切な就労支援に関し、左記についてどのように考えているか。人材育成等について、具体的な計画が示されているか。	様式2、3
	23	福祉専門職員配置		様式2、3
	24	賃金向上達成指導員		様式2、3
	25	サービス管理責任者		様式2、3
	26	その他職員配置		様式2、3
6地域交流、災害対策	27	地域交流活動	立地状況を踏まえた災害の危険性及び防災への取組	様式3
	28	災害対策	適切な防災対策を講じているか	様式3

別表2 「就労継続支援B型事業者選考に係る評価基準」

大項目	小項目		内容	提出書類
1 法人	1	工賃実績	過去3年間の工賃実績について	工賃実績報告書、様式3
	2	実地指導等	基準違反による報酬減算の有無、過去3年間における実地指導状況。	過去3年分の指導監査結果通知書
	3	虐待等	過去5年間の虐待の有無、通報・相談に対する対応経過等。	様式3
2 事業内容	4	理念	事業理念の明確さ	様式2, 3
	5	主たる対象者	特定の有無	様式2
	6	事業収支計画	収支計画のシミュレーション	様式4
	7	利用者の見込み	事業開始時の利用者の見込み	様式3
	8	生産活動	障がいの特性等に応じた生産活動	様式2, 3
	9	生産活動収入	生産活動収入の見込と安定性	様式3
	10	地域連携	地域の障害者支援施設等と連携し、質の向上、安定的なサービス提供が出来る体制を整えているか。	様式3
	11	苦情・虐待	苦情・虐待へ適切に対処する体制があるか。	様式3
3 地域貢献	12	地域貢献度	当該地域において事業を運営することの意義	様式3
	13	市町村計画	圏域内市町村の福祉計画を達成する見込み	様式3
	14	地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等への登録、自立支援協議会への参画	様式3
4 環境及び働き方、賃金等について	15	交通事情等	公共交通機関の整備状況等立地状況	周辺地図（任意様式）、様式3
	16	送迎体制	有無及び実施地域、その理由他	様式3
	17	作業室	作業室の広さ、工夫している点	平面図、様式3

	18	在宅支援の対応	在宅支援の対応の可否	様式 3
	19	平均工賃の見込み	利用者への工賃支払予定他	様式 3, 4
	20	工賃の向上	工賃向上のための具体的な取組	様式 3
	21	一般就労	一般就労への移行のための積極的取組	様式 3
5 職員 配置	22	職員配置	適切な就労支援に関し、左記についてどのように考えているか。人材育成等について、具体的な計画が示されているか。	様式 2、3
	23	福祉専門職員配置		様式 2、3
	24	目標工賃達成指導員		様式 2、3
	25	サービス管理責任者		様式 2、3
	26	その他職員配置		様式 2、3
6 地域 交流、 災害対策	27	地域交流活動	立地状況を踏まえた災害の危険性及び防災への取組	様式 3
	28	災害対策	適切な防災対策を講じているか	様式 3

別表3 審査会委員

(1) 都城北諸県圏域（都城市、三股町）

機関名	委員
宮崎県福祉保健部障がい福祉課	課長
宮崎県福祉保健部指導監査・援護課	課長
都城市福祉部障がい福祉課	課長
三股町福祉課	課長

(2) 日南串間圏域（日南市、串間市）

機関名	委員
宮崎県福祉保健部障がい福祉課	課長
宮崎県福祉保健部指導監査・援護課	課長
日南市健康福祉部福祉課	課長
串間市福祉事務所	所長

(3) 西諸県圏域（小林市、えびの市、高原町）

機関名	委員
宮崎県福祉保健部障がい福祉課	課長
宮崎県福祉保健部指導監査・援護課	課長
小林市健康福祉部福祉課	課長
えびの市福祉事務所福祉課	課長
高原町町民福祉課	課長

(4) 西都児湯圏域（西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町）

機関名	委員
宮崎県福祉保健部障がい福祉課	課長
宮崎県福祉保健部指導監査・援護課	課長
西都市福祉事務所	所長
高鍋町福祉課	課長
新富町福祉課	課長
西米良村福祉健康課	課長
木城町福祉保健課	課長
川南町福祉課	課長
都農町福祉課	課長

(5) 日向入郷圏域（日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町）

機関名	委員
宮崎県福祉保健部障がい福祉課	課長
宮崎県福祉保健部指導監査・援護課	課長
日向市福祉部福祉課	課長
門川町福祉課	課長
諸塚村住民福祉課	課長
椎葉村福祉保健課	課長
美郷町健康福祉課	課長

(6) 宮崎県北部圏域（延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）

機関名	委員
宮崎県福祉保健部障がい福祉課	課長
宮崎県福祉保健部指導監査・援護課	課長
延岡市健康福祉部障がい福祉課	課長
高千穂町福祉保険課	課長
日之影町町民福祉課	課長
五ヶ瀬町福祉課	課長

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。